

令和3年度
第3回北杜市廃棄物減量
等推進審議会 会議録

北杜市森林環境部 環境課

令和3年度 第3回北杜市廃棄物等減量推進審議会 会議録

- 1 会議名 令和3年度 第3回北杜市廃棄物減量等推進審議会
- 2 開催日時 令和3年12月7日(火) 午後3時30分～5時10分
- 3 開催場所 北杜市役所 本庁 大会議室
- 4 出席者(敬称略) 11名
仲沢仁、清水永一、浅川修一、伏見武仁、有泉賢一、浅川和也、
秋山司、篠原充、浅川新、三井茂、草野香壽恵

事務局

森林環境部長	大芝一
環境課長	中山由郷
環境保全担当	谷畑祐介、谷戸克仁
中日本建設コンサルタント(株)	山田剛士、中村雅人、那須三樹代
会議録署名委員	清水永一、三井茂

※審議会の公開について承諾をいただく。

- 5 議事
 - 1 北杜市一般廃棄物処理計画について
 - 2 パブリックコメントについて
 - 3 その他
- 6 公開・非公開の別
公開
- 7 報道及び傍聴人の数
無し

会 議

1 開会（浅川副会長）

ただいまから審議会の開会を宣言し。

2 会長挨拶

本日は案件が複数あるが慎重な審議をお願いしたい。

3 議事（草野会長が議長就任）

議事に先立ち出席委員数が11名で審議会が成立する旨を報告。議事録署名人
清水委員、三井委員を指名（異議なし）。

（議長）議題1「北杜市一般廃棄物処理計画（1）ごみ処理基本計画編」について事務局から説明を求める。

（事務局）第6章 ごみ処理の基本方針3つの基本方針を掲げる。

1 4Rの推進

2 分別徹底の推進

3 効率的な収集運搬体制の確立

第7章 ごみの排出抑制・資源化計画

ごみの発生抑制を推進するためには、ごみになるものをできるだけ減らし、ごみを作らない、出さないといったリフューズ・リデュースへの意識を高めることが重要となる。

生ごみの「3キリ運動」の推進

生ごみ削減の取組として、①買った食材を使いきる「使いキリ」、②食べ残しをしない「食ベキリ」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水キリ」する「3キリ運動」を推奨し、生ごみ減量に向けた意識の向上を推進する。

賞味期限・消費期限の正しい理解

冷蔵庫の中身を確認し、消費期限・賞味期限を把握することで、買いすぎや使い忘れによる未利用食品の廃棄を減らすなど、食品ロスの削減に資する購買行動を実施するよう啓発に努める。

事業所によるリデュース（ごみを減らす）

事業系ごみの発生や排出を抑制し、リサイクルを推進するため、適正な排出と、減量・資源化を推進するための周知を行う。

ペーパーレス化の推進

事業内での打合せ等については、ペーパーレス化を推進し、紙類の排出抑制に努

めるよう周知する。

第2節 リユース（繰り返し使う）の推進

リユースは、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品の製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにも繋がる。

不要になったものを再度使用するリユースを促進し、ごみの減量に努める。

不用品交換システムの促進

フリーマーケットや不要品の交換、リサイクルショップの活動等に関する情報の提供と活動団体への助言や支援を行い、広く市民が参加できる効果的な普及と活動を、広報紙、市のホームページ等を活用し促進を図る。

第3節 リサイクル（資源として使う）の推進

不要となったものは、できる限り資源物として回収し、リサイクルすることが必要になる。そのため、資源物の分別徹底の継続と処理後資源物の適正なりサイクルを推進する。

プラスチック製品の分別収集の検討

「プラスチック資源循環型戦略」が策定されており、プラスチック容器包装だけでなく、プラスチック製品の資源化が推奨されていくと想定される。プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の資源化に向け、引き取り可能な資源化業者の調査等を行う。

剪定枝の有効活用の検討

剪定枝の有効活用に向け、先進事例や民間事業者等の調査研究を行い、有効活用方法を検討する。

使用済紙おむつの再生利用等の検討

使用済紙おむつは、近年、ペレット燃料化等の処理技術開発が進められている。先進事例や処理業者の調査研究を行い、有効利用に向けて検討する。

北杜市公式 LINE（ごみ分別）の活用促進

北杜市公式 LINE アカウントを開設し、ごみの分別検索ができるようなメニューも提供している。より多くの市民が活用できるよう広報啓発に努め、活用の促進を図る。

食品廃棄物の有効活用

飲食店、商店等、食品リサイクル法の対象となる事業系食品廃棄物について、実態把握とあわせて、情報提供を図る。

フードバンク事業の推進

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品等を企業や個人から寄付していただき、一時的に食料支援を必要とする生活困窮者や福祉施設などに無償で配布するフードバンク事業を、社会福祉協議会等と連携を強化し推進する。

第4節 広報・啓発

ごみ減量を推進するためには、市民一人ひとりのごみ減量への取り組みが大切であ

る。市民がごみへの関心を高めるための環境を整えると共に、積極的に市民への環境教育・意識啓発活動を行う。

外国人への情報提供

年々増加する外国人居住者に対し、ごみの分別や収集方法を理解し実践してもらうために、外国語の「ごみ・資源物分別マニュアル」の作成を検討し、ごみ・資源物の分別周知や、ごみに対する意識の向上を図る。

第5節 その他

ごみ袋の値段・仕様について検討していく。

第6節 目標値の設定

表7-1 発生量及び処理量の見込みになる。前回の審議会の内容にも重複するが、令和13年度のリサイクル率は、現状(22.9%)に対し、0.5ポイントアップ以上の23.6%を目指す。

なお、その数字は別荘ごみ、小売店等の資源回収、事業系ごみの数字も含んだ目標値となっている。

第8章 食品廃棄物ロス(食品ロス)削減推進計画

組成調査、意識調査の実施後

ステップ1 課題に対する計画の策定

分析の結果、課題となった案件について対策案を作成する

ステップ2 施策の実施

各分野において施策を実施する

ステップ3 組成調査による分析・過去との対比

組成調査・意識調査を実施しどのくらいの効果があったか分析・検証する。

ステップ4 分析結果を基にした施策の修正・改善

効果の低かった分野の計画を見直し計画修正・改善を行う。

第9章 ごみの処理量の見込

ごみ処理量の見込み(目標達成時の場合)は、図9-1に示すとおりである。令和13年度に総排出量14,214t/年、原単位903g/人・日となっている。令和2年度実績値(14,878t/年、877g/人・日)に対し、総排出量665t/年の減少、原単位26g/人・日の増加となる。

家庭系ごみ、事業系ごみ別にみると、家庭系ごみは612t/年の減少、事業系ごみは114t/年の減少となっている。

第10章 基本計画

将来の家庭系ごみの分別区分は、基本的に現状どおりとする(表10-1参照)。資源物の分別区分も、分別徹底による回収量の拡大を目指すものとし、当面は区分変更を行わないものとする。ただし、別荘ごみに関しては、資源物の分別を検討する。

その他については、前回審議をしていただいた、家電リサイクル対象品の収集体制、「(仮称)ふれあい収集」の支援、山梨西部広域事務組合での処理としている。

(委員) 内容はいいと思うが、38 ページで「リデュース・リフューズ」の並びと「リフューズ・リデュース」とあるが、何か意図的に変えているものなのか。

(事務局) 修正する。

(委員) 39 ページの「ペーパーレス化の推進」があるが、内容的に表現が弱い。「紙類の排出抑制に努めていく。」としたほうが意識の高揚が図れると思う。

(事務局) 修正する。

(委員) 54 ページ、表 10-2 排出方式、「ステーション方式等」とあり、「等」とあるので他にもあるのか。

(事務局) 公民館回収も含んでいるため、公民館を追記する。

(委員) 収集運搬体制は現状どおりということだが、この計画は 10 年で、収集先が広域処理に集約化され中央市になる。北杜市は遠くなり、非効率になる。

ごみ・資源物の区分において、排出する市民の意識改革が必要だと思う。ごみステーションは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを排出する場所、資源物の排出場所をはっきりさせて、資源物の取り扱いについて、行政と住民が一体となって、収集効率の向上に対して、資源化を増やすことについて、効率のいい排出方法にしていくべきだと思う。ここでは現状どおりとなっているが、10 年間で市民の皆さんと解決策を見出して、内容が変更できるのであれば、変えていただきたいと思う。

(事務局) この計画に関しては 5 年ごとの見直しもあり、その時、委員方々にお知恵を借りながら、効率的な収集体制に変更することがあれば対応させていただく。

プラスチックごみ等も検討事項に入っているので、リサイクルができるようなものがあれば、その都度、確認させていきたい。

(委員) ごみと資源物の出す場所が、同一の地区と区別している地区が混在している。それを見直さないと、ごみの収集効率に繋がらない。そういうところを皆様に知っていただきたい。

(事務局) ステーション方式を採用している以上、ステーション数が変わらない限りは、同じになってしまう。家にストックして1週間に1回出すか、毎日出すかいろいろ人によってやり方が異なり、今ステーションに出すことが一番出しやすいと思う。また、高齢化等により億劫になってしまったら、また違ってもくることも予想される。それを回避する方法として、スーパーで実施している自治体もあるようであり、ステーション以外に受け入れを広げることの心配が自分としてはある。何か家でストックできないとかの要望があって、資源物回収センターのようなものを設置する等、必要があればそういうことも検討したいと考えている。今のところステーション数を減らすことは考えていないが、現状のことが進まないとなれば、もう少し違ったかたちを取ることが必要になってくると思う。

(議長) 高齢者が多くなると、ステーションを設置しても、可燃ごみ、不燃ごみのところに資源物を置いてしまって、回収してもらえない。誰が出したのか分からない。徳島県上勝町がゼロウェイストを行っていて、事務局が言うような施設を作っている。フリーマーケットのようになっていて、そこで資源を全部リサイクルしている。1,500人の町なのでできたと思う。北杜市のように広域だと難しいと思う。地域にそれを作ったら、高齢者も持って行きやすいと思う。高齢者が持っていけないので、燃やしているという話もある。近所の方が声を掛けても、申し訳ないので資源物も可燃ごみも全部燃やしていると聞いたことがある。これから高齢化になると難しくなると思う。

(委員) 54 ページ、表 10-2 排出形態が「——」となっているが、排出方法がいろいろだからそういう記載なのか、他に何か理由があってそうしているのか。危険ごみは袋に入れてステーションに出している。ステーションのコンテナに入れている。可燃ごみや不燃ごみは統一されているから、そういう記載なのか。

(委員) 今後について、収集運搬の効率化とあるが、旧市町村においてごみの出し方が違う。これを統一しないと、効率化はできないと思う。今後は統一をする予定なのか、ごみ全体のことを聞きたい。例えば、武川町地区の収集業者が須玉町に応援しに行けるのか。統一してくれれば、効率が良くなると思う。

(事務局) 可燃ごみ、不燃ごみに関しては袋で全市統一していると考えている。曜日は異なるがステーション方式を行っている。

資源物に関して、須玉町、高根町、小淵沢町は指定袋で出してもらっている。他の5町についてはステーション・公民館等に、コンテナ等に入れて縛って出している方式である。どちらにもメリット・デメリットがあると思うが、統一する方向で検討し

ていきたい。市民の協力がかなり必要で、習慣となっていたものを変更するので時間はかかると思う。少しずつ変えていくしかないと考えている。

(委員) 是非そうしてほしい。10年後に集約化され中央市が遠くなるので、8町それぞれの組合員が分かれて収集して、そのまま中央市に向かうと非効率になる。北杜市は1つの行政だが、明野町、須玉町、白州町などの地域をそのまま温存して収集することは収集効率が悪くなる。もう少し先に収集形態、収集組を見直すという話も出てくると思う。8町のまま収集するのがいいかどうか、その時にある地区は資源物をステーションに出す、ある地区は公民館に出すというのでは、収集ルートが組みづらい結果が見えている。是非その先の広域化・集約化されることもあるので、すぐ先の資源物の収集ではなく、将来的な収集効率を良くするために、8町で別々に収集しているものを、北杜市一円の中で効率のいい収集ルートを組むということも考えていかなければならないと思う。今後の検討課題の中でそのあたりも考えていただきたいと思う。

(事務局) 同じように感じているところはある。西部広域の課長会のメンバーになっており、2回ほど参加させていただき、いろんな課題があると感じた。南部町と北杜市が一番不利である。西部広域の考え方だと曜日を統一してほしいと言われている。10年先の話ではあるがそういうことを言われている。今は案の段階なので、北杜市が何曜日になるのかまだ決まっていない。自分たちが考えたいのは、遠くまで往復することもあるだろうし、先程会長が言ったように頻度の変更も検討が必要であり、一番考えたいことは構成員の効率化である。余力があるところがあれば他を助けに行くなどの方法である。台数とかを一度組合と協議させていただき、効率的な収集方法について案をいただきながら、是非とも協力をいただきたい。

(委員) 41ページ、リサイクルによる推進とあって、市民によるリサイクル、「北杜市公式LINEアカウントを開設して」とあるが、今はまだ開設してなくて、これから開設するということなのか。LINEは使えるようになっていると思うが。

(事務局) 修正する。

(委員) 37ページ以降、ごみ処理は廃棄物処理法の責務にかかっていると思うが、前回の計画だと、市民、事業者、市の方策と表記だったが、今回はこのような表現でいいと思うが、市としての主張みたいなものを入れてもいいと思う。非常にレアなケースで、時間、場所、曜日とかでごみが出せない人がいるということがあると思うが、法的には国民の責務である。市が示す施策に協力しなければならないということが

ある。市としてもいくつかの施策を示しているので、そのあたりの基本的な部分を入れるほうがいいのではないかと思う。

(事務局) そのとおりだと思う。市民も市の施策に協力しなければいけないところがある。十分協力いただいているところもあり、昨今、別荘の方も困っている。今後、何かの方策の検討をしたほうがいいと思っている。前提としては確かにそうだと思う。何か書けるところを検討し、生活して意識してくことを示していきたいと考えていきたい。

(議長) 41 ページの新規の取組で剪定枝の有効活用とあり、北杜市ではどういうものを対象としているのか。どのような活用をしているのか。北杜市では庭木とかそういうものを対象としているのか。

(事務局) 庭木で、農業とか林業とかのものまで考えていない。

(議長) 県では炭化を推進している。大変なことだが温暖化を阻止するためにも山梨県では取り組んでいる。本市ではチップにすることなのか。具体的に検討していることがあるのか。

(事務局) そこまでは確認はしていない。いずれにしても事業系、農業、林業の収集はできないので、生活系ごみで回収できるものを考えている。

(議長) ここでは「新規」とあり、どうするのか気になるところである。もうひとつ、44 ページのごみ量予測で人口は何を使っているのか。総合計画では令和22年に40,000人で、前回の人口の経緯を見ると65歳から69歳が一番多くなっていて、その方々が高齢者になるとしたらどうなのか。どの人口を使っているのか。

(事務局) 人口ビジョン・北杜市総合戦略の数値を使っている。議長が言われるとおり記載がないので、そのところを明らかにする。

(議長) 65歳から69歳の方がもっと頑張れば、リサイクル率がもっと頑張れるのかと思う。表中に調整中とあり、また検討していただければと思う。

(委員) 41 ページ、具体的な取り組み例が4つある。例えば、剪定枝の有効活用の検討とあり、家庭での剪定枝をチップにしたりする。もう少し力強い、熱意が感じられる文章がいいと思う。3つ目の紙おむつのリサイクル、「有効利用に向けて検討していく」、

その下の「活用の促進を図っていく」、そうしていくのだけど、検討するが何もしないととれる。

(事務局) 剪定枝については、今現在、市内業者で、草木を搬入しているところがある。

リサイクルできるかどうか模索をしている状態である。業者ではペール化してリサイクルに持っていつている。まだできるかどうか実施しているところがないので、可能かどうかをまず検討していきたい。

オムツについては、リサイクルできるかどうか研究している段階で、オムツがリサイクルできれば、ほとんどのものがリサイクルできると思う。この10年間で技術革新が進んで、オムツがリサイクルできれば、先進事例に従って北杜市もリサイクルに向けて十分に検討していきたい。

(委員) 38 ページに、リデュース（ごみを減らす）、リフューズ（ごみを受け入れない）について、ごみを減らすことについていろいろ書いているが、リフューズ（ごみを受け入れない）ことに対しての取り組みが見当たらない。リフューズはごみを受け入れないことでよいのか。それともその下のごみを作らない、出さないかの意味になるのか教えていただきたい。

(コンサル) リデュース、リフューズ、リサイクルとあり、一時期3Rが流行った。リフューズ（ごみを受け入れない）に関しては、ごみになるものを受け入れない、無駄なものになるものを購入しないということである。全部リデュースの行動に見えるが、自分の家の中にごみになりそうな無駄なものをまず入れないというのがリフューズ、入ってきたものをできる限り有効活用するリユース、ごみとして出すものをリデュースになる。ここで、マイバックの持参というものがある。レジ袋を有料化されていて取組も進んでいるところがあるが、レジ袋を家の中に入れたい、ごみになるものを持ち帰らないかたちになるので、この取組が、ごみを受け入れない行動になる。リフューズの部分とリデュースの部分が、混在しているかたちにはなっているが、全く入っていないわけでもない。2つめの「ものを買う際に本当に必要なものか考えて購入する」は、完全にリフューズの行動になるので、その辺り分かり難い部分もあるので、表現と説明とかを工夫したい。事務局と協議させていただきたい。

(委員) リサイクル率を21.2%にする中で、小売店の資源回収とはどのような計算方法であるのか教えていただきたい。前回の審議会の中で情報を提供してくれる店舗もあるし、してくれない店舗もあると聞いた。北杜市の店舗でも北杜市の出どころではないものもあるかと思う。この辺がどのようなかたちで算出されるのか聞きたい。

(事務局) 前回の審議会前に、事業者に対してアンケート調査を実施した。その回答のあったアンケートの数値から算出している。それらをもとにリサイクル量を算出している。今後もアンケート調査を続けていきたい。

(委員) 実際に出たもの全てではないということなのか。

(事務局) 家庭内でどのくらい買ったかまず分からないというスタート地点がある。どのくらい消費したものか分かれば、北杜市で回収したもの以外は外に出すか、そういうことは想定でしかない。市内で回収できた資源物は分かっているので、他の所へ出したものは実績を見て、推計した方がいいとは思いますが、調査は今回初めてなのでどう推計したらいいのか分からない状態である。だいたいこれくらいのごみ量が出るのは回収量で分かっているので、そこから算定していくしかなく、全市民を想定して、回収率を想定するしかないと思う。

(委員) 小売店舗に回収されたものの数量とか、容器とかは店頭にあるのでどのくらい集まってくるのか大体分かると思う。その小売店舗に伺いを立てても任意であって、回答してくれるところもあれば回答してくれないところもあると記憶している。できる限り協力していただいて、北杜市ではこういう資源化をしているので協力していただけないか、もう少し強いアピールをして、小売店舗の収集量を出していただくことが、より確実な数量が掴めるのではないかと思います。

(議長) 意見質問はあるか。

(全員) 異議なし。

(議長) 意見を検討していただき、次に繋げていただきたいと思う。

議題 1 「北杜市一般廃棄物処理計画 (2) 生活排水処理基本計画編」について事務局から説明を求める。

(事務局) 第 12 章 生活排水処理の現況及び課題

第 1 節 生活排水処理の現況

第 1 項 生活排水の処理体系

本市のし尿・生活雑排水の処理フローは、図 12-1 に示すとおりである。単独処理浄化槽や合併処理浄化槽の浄化槽汚泥や、農業集落排水施設から発生する汚泥については、北部ふるさと公苑または峡北南部衛生センターに搬入し処理している。

本市区域内の汲み取り便槽の世帯等から発生するし尿についても、両施設で処理している。

第5項 中間処理の現状

中間処理は、し尿処理施設で行っている。

し尿処理施設の概要は、表 12-4 に示すとおりである。地区によって搬入先（処理施設）が異なっている。

なお、峡北南部衛生センターは、令和 6 年度から新処理施設での処理となる。それに伴い、本市では、全地域のし尿等を北部ふるさと公苑にて行うこととなる。

北部ふるさと公苑は、稼働開始から、29 年が経過しており、設備の老朽化が見られる。

処理量は、収集運搬量と同値であり（表 12-3 参照）、令和 2 年度にし尿 2,091kℓ/年、浄化槽汚泥 4,255kℓ/年、農業集落排水汚泥 2,345kℓ/年となっている。

第6項 生活排水処理施設の整備現況

前述のし尿処理施設以外の処理施設の整備状況は、以下に示すとおりである。下水道は、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上等快適な生活環境を保持していく上で大きな役割を担っている。

公共下水道事業は、令和 2 年度末までに約 1,723ha（全体計画 2,282ha）の整備が済んでいる。

農業集落排水事業

農業集落排水施設は、農村生活環境の整備と農業用排水路の水質保全を目的とし、し尿・生活雑排水等を処理している。

本市の農業集落排水施設は、表 12-6 に示すとおりである。

第13章 生活排水処理の基本方針

適正な生活排水処理を目指し、次の 3 つの基本方針を掲げる。

地域に適応した生活排水処理の推進

し尿処理施設の安定的・効率的な運転管理

水資源保全の広報啓発の充実

第15章 生活排水処理計画 浄化槽の処理計画

合併処理浄化槽への転換促進

汲み取り便槽や単独処理浄化槽が使用されている世帯では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されているため、下水道及び農業集落排水事業の処理区域外において汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対して合併処理浄化槽への転換を促進する。

浄化槽の適切な維持管理の啓発

浄化槽は法定検査、保守点検、清掃の 3 つの維持管理が義務付けられている。これらに関し、より積極的な指導啓発を実施する。

また、浄化槽は維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知啓発を行い、適正な維持管理を推進する。

第2節 し尿の処理計画

し尿の適正処理の推進

下水道の接続や合併処理浄化槽の設置により、し尿収集世帯は減少している。そのような状況下においても、安定的かつ効率的に処理を進めるべく対応策の検討を進める。

第16章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

第1節 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥については、計画収集区域を本市の行政区域全域とし、収集運搬体制は、現状の許可業者6社で行い、北部ふるさと公苑（し尿処理施設）に搬入する。

第2節 中間処理計画

令和6年度以降、全地域のし尿等を北部ふるさと公苑（し尿処理施設）で処理を行っている。現状の処理体制を継続していくが、施設は平成4年4月に稼働を開始しており、29年が経過し、施設全体の老朽化が進行している状況である。当面は施設の適正稼働に必要な保守整備を実施しつつ、将来減少していくし尿処理量と施設の老朽化を踏まえた施設のあり方や新たな処理方法等について先進事例を調査研究し、費用対効果も踏まえて検討する。

第3節 最終処分計画

北杜市北部ふるさと公苑の処理残渣（焼却灰及び沈殿汚泥等）は、現状と同様、民間処理施設で適正に処理していく。

今後、し尿処理施設の施設整備に向けた検討の際には、より適切な最終処分方法についても併せて検討していく。

（議長）意見質問等はあるか。

（委員）61ページ、し尿・生活雑排水の処理フローで、北部ふるさと公苑からの汚泥・焼却灰は民間施設で処理、処理水は河川へいくのか下水道へいくのか。水質はどのような値で出るのか教えていただきたい。

もうひとつ、単独処理浄化槽の処理水がそのまま河川等へとなっているが、単独浄化槽の処理水は河川に放流できるほどきれいではないと思っている。それをそのまま河川に放流できるのか。一般的には地下浸透とかというかたちになっていると思うのだが。

(委員) ふるさと公苑からの処理水は河川放流される。

汚れ具合は、BODという汚れの指標で、概ね一桁、きれいなものが流れている。ふるさと公苑に入ってくるものは負荷が高いので、放流の際は井戸水を使って希釈しながら河川に放流するかたちをとっている。

(事務局) 浄化槽は減ってきている。浄化槽なので法律上等、規定に満たしたものでないと放流できない。管理してない人もいるかもしれないが、通常それはしてはいけないことになっている。合併浄化槽も同じことが言える。生活雑排水が入るところと、単独はし尿だけ、いずれも機械的に自宅で処理して浸透するなり河川等に入っていく。処理水は染み込ませると思う。調査しきれないが、きれいな水で流していると信じたいのが実情である。

(委員) 64 ページ、公共下水道の3行目、「下水道施設の概要は、表 12-4」は表 12-5 の誤りだと思うがよいか。

もうひとつ、表 12-5 で公共施設の汚泥は、産業廃棄物になるのではないか。産業廃棄物を農地還元というかたちで処理してもいいのか、法律等に引っかけられないのか。

下水道事業の施設区分で「特定環境保全」事業とあるが、北杜市の全部が「特定環境保全公共下水道」なのか。

(委員) 全部、特定環境保全公共下水道でやっている。

汚泥は、それぞれ処理形態が違っているなので、絞っている・絞っていない部分もあったりする。それぞれ持っていく場所が違うので、最終的な処理場で処理形態が違ってくる。何か所かあるので、場所によって処理方法が違う。農地還元、肥料的なものになってくる。成分を検査後に行っているので問題はない。

(委員) 公共下水道の汚泥も、処理形態としては一般廃棄物というかたちで入るということでよいか。

(委員) 産業廃棄物である。

(委員) 産業廃棄物を農地還元しても問題ないということでもいいのか。

(委員) 成分的な検査を行っているのでいい。表 12-5 は現状を書いているが、統合とか廃止とかがある。将来的に 10 年 20 年の間にこの形態も変わってくる。

(委員) 表 12-5 で誤りがある。須玉第一浄化槽センターの処分形態は脱水汚泥で、さくら団地浄化槽センターは濃縮汚泥である。

(議長) 意見質問等はあるか。

(全員) 異議なし。

(議長) 議題 2「パブリックコメントについて」事務局から説明を求める。

(事務局) パブリックコメント期間を 1 月 14 日から 2 月 18 日を軸に検討している。

(議長) 意見質問等はあるか。

(全員) 異議なし。

(議長) 議題 3「その他について」事務局から説明を求める。

(事務局) 次の審議会は、パブリックコメント終了後に考えている。

(議長) 何か意見はあるか。

(全員) 異議なし。

(議長) 議事を終了とする。

4 閉会

会議終了 午後 5 時 10 分

以上、令和3年度第3回北杜市廃棄物減量等推進審議会の内容を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名 _____ 印

署名 _____ 印